

保険等の名称	保険契約者 (引受保険会社)	契約始期	保険種目	てん補内容	保険金額	本会の総合賠償 補償保険との重 複関係	備考	
公民館総合 補償制度	(社)全国公民館連合会 (損害保険ジャパン日本興亜)	5/1	賠償	①公民館の施設・設備の 所有・使用・管理の瑕疵に よる事故 ②公民館業務遂行中の過 失による事故	<b>対人および対物</b> 1事故 5,000万円～5億円	①(重複)  ②(重複)	この制度は、賠償 を除いて加入でき るため、本会保険 とは重複しませ ん。	
			行事傷害 (補償)	①公民館が主催する行事 に参加中または往復途上 の者の傷害、あるいは公 民館利用者の公民館建物 での傷害 ②公民館で管理(登録)し ているボランティアが公民 館の要請により無償のボ ランティア活動中に被った 傷害	<b>死亡・後遺障害</b> 1名 500万円～1,000万円  <b>入院給付</b> 1日 2,600円～6,500円  <b>通院給付</b> 1日 1,200円～3,000円	(一部重複)		この制度は、単な る施設利用者も 対象です。 本会保険は、町 村の主催行事に 参加者が対象で す。
			職員災害 (補償)	公民館職員が公民館業務 (通勤途上を含む)に従事 中に被った傷害	<b>死亡・後遺障害</b> 1名 300万円～1,000万円  <b>入院給付</b> 1日 2,200円～6,600円  <b>通院給付</b> 1日 1,200円～3,400円	(重複しない)		
スポーツファ シリティーズ 保険制度	(公財)日本体育施設協会 (東京海上日動火災保険)	6/1	賠償	①体育施設・設備の不備 および管理上の瑕疵によ る事故 ②体育施設側の指導上の 過失による事故	<b>対人</b> 1名 3,000万円～5億円 1事故 1.5億円～10億円 <b>対物</b> 1事故 1億円～5億円	①(重複)  ②(重複)		
			傷害 (補償)	体育施設内でアマチュア スポーツの練習、競技、指 導中に利用者が被った傷 害	<b>死亡・後遺障害</b> 1名 120万円～200万円 <b>入院給付</b> 2500万円	(一部重複)		この制度は、単な る施設利用者も 対象です。 本会保険は、町 村の主催行事に 参加者が対象で

保険等の名称	保険契約者 (引受保険会社)	契約始期	保険種目	てん補内容	保険金額	本会の総合賠償 補償保険との重 複関係	備考
ボランティア 行事用保険	(社)全国社会福祉協議会 (損害保険ジャパン日本興 亜)	4/1	賠償	社会福祉協議会およびボ ランティア団体・グルー プが行うボランティア活動 中に第三者の身体または財 物に損害を与えた場合の ボランティア主催者および 共催者の賠償責任	<b>対人</b> 1事故 2億円 <b>対物</b> 1事故 1,000万円	(重複しない)	この制度は、ボラ ンティア団体が負 う賠償責任が対 象です。 本会保険は、町 村の負う賠償責 任が対象です。
			傷害 (補償)	社会福祉協議会およびボ ランティア団体・グルー プが行うボランティア参加 中、または活動開催地へ の往復途上にボランティア 者自身が被った傷害	<b>死亡・後遺障害</b> 1名 400万円 <b>入院給付</b> 1日 3,500円 <b>通院給付</b> 1日 2,200円	(一部重複)	この制度は、加入 した行事が対象 です。 本会保険は、町 村の住民によって 構成された団体 が町村の事前の 承認を得て行う社 会奉仕活動が対 象
ボランティア 活動保険	(社)全国社会福祉協議会 (損害保険ジャパン日本興 亜)	4/1	賠償	ボランティア活動中に第三 者の身体または財物に損 害を与えた場合のボラン ティア個人、監督義務者、 NPO法人の賠償責任	<b>対人・対物共通</b> 5億円	(重複しない)	この制度は、ボラ ンティア団体が負 う賠償責任が対 象です。 本会保険は、町 村の負う賠償責 任が対象です。
			傷害 (補償)	ボランティア活動中、また は活動開催地への往復途 上にボランティア自身が 被った傷害	<b>死亡・後遺障害</b> 1名 1,320万円 ~1,800万円 <b>入院給付</b> 1日 6,500円~10,000円 <b>通院給付</b> 1日 4,000円~ 6,000円	(一部重複)	この制度は、加入 した団体の活動 が対象です。 本会保険は、町 村の住民によって 構成された団体 が町村の事前の 承認を得て行う社 会奉仕活動が対 象

保険等の名称	保険契約者 (引受保険会社)	契約始期	保険種目	てん補内容	保険金額	本会の総合賠償 補償保険との重 複関係	備考
福祉サービス 総合補償	(社)全国社会福祉協議会 (損害保険ジャパン日本興 亜)	4/1	賠償	①在宅福祉サービス(家 事援助・介護援助等)、地 域福祉サービス(配食・給 食等)、居宅サービス事 業、居宅介護支援事業に より第三者の身体または 財物に与えた場合または 人格権を侵害した場合の 賠償責任 ②第三者の現金を保管中 の盗難による損害 ③居宅介護支援事業に起 因して生じた身体・財物事 故を伴わない経済的損失	<b>対人対物・人格権共通(事業者)</b> 1事故 2億円～5億円 対人・対物共通(個人) 1事故 1億円  <b>現金盗難(②のみ)</b> 期間中支払限度額 10万円  <b>経済的損失(③のみ)</b> 期間中支払限度額 100万円	(重複しない)	この制度は、ボラ ンティア団体が負 う賠償責任が対 象です。 本会保険は、町 村の負う賠償責 任が対象です。
			傷害	在宅福祉サービス、地域 福祉サービス、居宅サー ビス事業、居宅介護支援 事業中または活動場所へ の往復途上でサービス提 供者自身が被った傷害	<b>死亡・後遺障害</b> 1名 410万円～1,080万円  <b>入院給付</b> 1日 3,100円～ 8,000円  <b>通院給付</b> 1日 2,000円～ 5,000円	(重複しない)	
送迎サービス 補償制度	(社)全国社会福祉協議会 (損害保険ジャパン日本興 亜)	4/1	傷害	①サービス利用者が送迎 サービス事業実施主体の 管理下中に被った傷害 ②送迎サービス実施主体 の特定した自動車に搭乗 中に被った傷害	① <b>死亡・後遺障害</b> 345,2万円 <b>入院給付</b> 3,400円 <b>通院給付</b> 2,200円 ② <b>死亡・後遺障害</b> 351,5万円 <b>入院給付</b> 4,000円 <b>通院給付</b> 2,600円	(重複しない)	
社会福祉施 設総合損害 補償制度	(社)全国社会福祉協議会 (損害保険ジャパン日本興 亜)	4/1	賠償	①設備の不備・欠陥によ る事故 ②職員の管理・指導ミスに よる事故 ③提供した飲食物による 事故	<b>対人</b> 1名 2億円 1事故 10億円  (医療事故) 1億円 (年間3億円)	①②③④⑤⑥⑦ (重複しない)	この制度は、加入 した社会福祉施 設が負う賠償責 任が対象です。 本会保険は、町 村の負う賠償責 任が対象です。

保険等の名称	保険契約者 (引受保険会社)	契約始期	保険種目	てん補内容	保険金額	本会の総合賠償 補償保険との重 複関係	備考
			賠償	④訪問して行う介護、入浴、家事、支援などのミスによる事故 ⑤一時的に管理する利用者・第三者の財物損壊・盗難などの事故 ⑥表示行為などによる人格権侵害 ⑦居宅介護支援事業に起因して生じた身体・財物事故を伴わない経済的損失 ⑧医療事故(オプション) ⑨個人情報漏えい(オプション)	<b>対物</b> 1事故 2,000万円 <b>受託・管理財物(⑤のみ)</b> 200万円(現金は20万円)  <b>人格権侵害(⑥のみ)</b> 1名・1事故 年間支払限度額 1,000万円  <b>経済的損失(⑦のみ)</b> 1事故 年間支払限度額 1,000万円  <b>個人情報漏えい(⑨のみ)</b> 年間支払限度額 3,000万円～1億円	①②③④⑤⑥⑦ ⑧ (重複しない)	町村の所有する施設を地方自治法第244条の2第3項の規定により管理している場合、施設の運営上の責任は一部重複します。
			傷害 (補償)	①施設利用者が施設内(滞在型・通所型)において被った傷害、または施設送迎車搭乗中(この場合は運転手や同乗する施設職員も対象)に被った傷害 ②施設職員が就業中に被った傷害	<b>死亡・後遺障害</b> 1名 100万円～1,000万円  <b>入院給付</b> 1日 800円～8,000円  <b>通院給付</b> 1日 500円～ 5,000円	(一部重複)	この制度は、単なる施設利用者も対象です。本会保険は、町村の主権行事に参加者が対象です。
			労災上乗 せ補償	施設職員が被った労働災害について、政府労災保険の上乗せとしての支給	<b>死亡</b> 1名 1,200万円 <b>後遺障害</b> 1名 20万円～ 1,200万円 <b>休業補償</b> 1日 3,000円	(重複しない)	
水道賠償責任保険	(社)日本水道協会 (三井住友海上火災保険)	4/1	賠償	①水道施設の所有・管理上の瑕疵による事故 ②水道により供給した水により生じた事故 ③既設の水道施設の補修、修理中の事故	<b>身体・財物共通</b> 1事故 1億円～5億円  ※免責1事故5万円もしくは免責なし	①(重複) ②(重複) ③(一部重複)	③について、本会保険は業者に委託した修理等の場合は対象外です。ただし、町村が発注者として責任を負う場合は対象です。

保険等の名称	保険契約者 (引受保険会社)	契約始期	保険種目	てん補内容	保険金額	本会の総合賠償 補償保険との重 複関係	備考
下水道賠償 責任保険	(公社)日本下水道協会 (損害保険ジャパン日本興 亜)	4/1	賠償	下水道施設の所有・管理 の不備による事故	<b>対人</b> 1名 3,000万円～1億円 1事故 1億円～3億円 <b>対物</b> 1事故 2,000万円～3,000万円 ※免責1事故1万円もしくは免責なし	(重複)	
病院賠償責 任保険	(社)全国自治体病院協議会	4/30	賠償	①病院の開設者または使 用人の医療行為による、 病院開設者の負う賠償責 任 ②病院施設の使用・管理 上のミスによる事故 ③病院施設の提供する飲 食物による事故	<b>対人</b> (①医療行為) 1事故 1,000万円～2億円 年間 3,000万円～6億円 (②病院施設③飲食物) 1名 1,000万円～2億円 1事故 6,000万円～40億円 <b>対物</b> (②病院施設③飲食物) 1事故 100万円～4,000万円	(重複しない)	この制度は、医療 施設および医療 行為が対象です。 本会保険は、医 療施設および医 療行為は対象外 です。
			賠償	医療行為による、勤務医 師個人が負う賠償責任	1事故 100万円～2億円 年間 300万円～6億円	(重複しない)	本会保険は、医 療行為は対象外 です。
防火・防災訓 練災害補償 等共済制度	(財)日本消防協会	4/1	賠償	防火・防災訓練に際し、運 営の過失により参加者が 被った賠償事故	<b>死亡</b> 1名 5,000万円 <b>傷害</b> 1名 500万円～5,000万円	(重複)	この制度の対象と なる賠償事故は、 その超過分が本 会保険の対象と なります。
			補償	防火・防災訓練に際し、参 加者が被った傷害	<b>死亡・後遺障害</b> 1名 70万円～700万円 <b>入院補償</b> 1日3,500円 <b>通院補償</b> 1日2,500円 <b>休業補償</b> 1日3,000円	(重複)	補償保険は、本 会保険と併給され ます。

保険等の名称	保険契約者 (引受保険会社)	契約始期	保険種目	てん補内容	保険金額	本会の総合賠償 補償保険との重 複関係	備考
児童安全共 済制度	(財)児童健全育成推進財団 (損害保険ジャパン日本興 亜)	5/1	賠償	①児童館施設・設備の所 有・使用・管理の瑕疵によ る事故 ②児童館が児童に対して 行う指導業務上の過失に よる事故 ③児童館が保育児童等に 提供した飲食物の事故	<b>対人</b> 1名 1,000万円～3,000万円 1事故 5,000万円～1.5億円 <b>対物</b> 1事故 100万円～300万円 ※免責1事故 1,000円	①(重複)  ②(重複)  ③(重複)	
			傷害 (補償)	児童や母親など来館者が 児童館において、もしくは 児童館の指導の下に児童 館外で活動中に被った傷 害	<b>死亡・後遺障害</b> 1名 100万円～300万円 <b>入院給付</b> 1日 750円から2,250円 <b>通院給付</b> 1日 500円から1,500円 <b>療養給付</b> 30日以上の場合 1万円～3万円	(一部重複)	この制度は、単なる施設利用者も対象です。本会保険は、町村の主催行事に参加者が対象です。
医療等保険 福祉事業賠 償保険制度	株式会社日本病院共済会 (損害保険ジャパン日本興 亜)  ※全国市町村保健活動協議会解散 に伴い、(株)日本病院共済会へ制度 移行	5/1	賠償	①施設の欠陥や設備の管 理ミスによる事故 ②名誉毀損、プライバ シーの侵害等人格権の侵 害による事故 ③食中毒事故	<b>対人</b> 1名 1億円 1事故 2億円 <b>対物</b> 1,000万円 ② 1事故 500万円 ③ 年間限度額 1億円 ※免責1事故 1,000円	①(重複)  ②(重複)  ③(重複しない)	この制度は、医療施設が加入する制度です。本会保険は、医療施設は対象外です。
			医師賠償	当該事業の医療行為上の 過失による事故	<b>対人</b> 1事故 1億円 年間 3億円	(重複しない)	本会保険は、医療行為は対象外です。
			傷害 (見舞)	①機能訓練参加中に被った 傷害。家族による介護 も登録している場合は対象 ②日々雇用・アルバイト等 の保健士、看護士、PT、 OT等が業務遂行中に 被った傷害	<b>①死亡・後遺障害</b> 1名 300万円 <b>入院給付</b> 1日 3,000円 <b>通院給付</b> 1日 1,000円 <b>②死亡・後遺障害</b> 1名 800万円～2,400万円 <b>入院給付</b> 1日 6,000円～15,000円 <b>通院給付</b> 1日3,000円～10,000円	①(重複しない)  ②(重複しない)	この制度は、機能訓練参加者等が対象です。本会保険は、町村の主催行事の参加者が対象です。

保険等の名称	保険契約者 (引受保険会社)	契約始期	保険種目	てん補内容	保険金額	本会の総合賠償 補償保険との重 複関係	備考
スポーツ安全 保険	(公財)スポーツ安全協会 (東京海上日動火災保険)	4/1	傷害	4名以上の団体の構成員 が団体活動中(スポーツ 活動、文化活動、ボラン ティア活動、地域活動、指 導活動など。往復途上含 む)に被った傷害。突然死 に際し親族が負担した葬 祭費用	<b>死亡・後遺障害</b> 1名 2000万円～3,000万円 <b>入院給付</b> 1日 4,000円 <b>通院給付</b> 1日 1,500円 <b>葬祭費用</b> 180万円限度	(一部重複)	この制度は、加入 したスポーツ・ボラ ンティア団体等の 活動が対象(学校 管理下は対象外) です。本会保険 は、町村主催の 行事が対象です。
			賠償	5名以上の団体の構成員 が団体活動中(スポーツ 活動、文化活動、ボラン ティア活動、地域活動、指 導活動など。往復途上含 む)に他人にケガをさせたり 他人の物を壊した事故	<b>対人</b> 1名 1億円 1事故 5億円 <b>対物</b> 1事故 5億円	(重複しない)	この制度は、加入 した団体が負う賠 償責任が対象で す。 本会保険は、町 村の負う賠償責 任が対象です。
自治会活動 保険 (団体契約で はない)	(損害保険ジャパン日本興 亜)		賠償	自治会の施設、活動、行 事に起因する偶然な事故	<b>対人・対物共通</b> 1,000万円～1億円	(一部重複)	この保険は、加入 した自治会の負う 賠償責任や、自 治会が主催する 活動が対象です。 本会保険は、町 村が負う賠償責 任や、町村主催 の行事が対象で す。
			傷害	住民が自治会活動に従事 中、参加中に偶然な事故 により負傷又は死亡した 場合	<b>死亡・後遺障害</b> 100万円～1,000万円 <b>入院給付</b> 1日1,000円～5,000円 <b>通院給付</b> 1日 500円～2,500円	(一部重複)	
			傷害見舞 費用	住民以外の自治会住民の 親族および自治会活動招 待客が、自治会活動に従 事中または参加中に偶然 な事故により負傷(8日以 上入院)または死亡また は後遺障害を被った場合	1名 10万円	(一部重複)	
			費用	開催地の降水(雨・あら れ・雪など)により屋外で の自治会活動、行事が中 止または延期となった場 合	損失となった費用損害のうち70%を支 払う(50万円限度)	(重複しない)	